平成２１年（フ）第９０号
秋田県鹿角市八幡平字長嶺42番地
債務者　阿部　茂人
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１７号
富山県高岡市蓮花寺424番地10
債務者　大西　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１３０号
富山県高岡市清水町２丁目２番１号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４３号
富山県高岡市北島1545番地
債務者　鳥井　謙祐
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３６号
福井県敦賀市長沢44号３番地の６
債務者　前川　雅稔
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第７５号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1137番地７
債務者　新井愛子こと　朴　　珣愛
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８２号
岐阜県可児市広見６丁目61番地　フォーブル広見Ａ―202
債務者　髙木　重之
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７３号
三重県松阪市嬉野上野町1135番地８
債務者　森下　泰裕
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８号
三重県津市片田新町11番地１
債務者　古谷　　清
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３４号
三重県津市白塚町2693番地　ハイツグランディールＣ202号
債務者　杉本　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４２号
三重県松阪市市場庄町1129番地
債務者　森本　隆志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４９号
三重県津市白山町福田山829番地２
債務者　森山　明美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５０号
三重県津市白山町福田山829番地２
債務者　森山　米子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５６号
三重県津市河芸町上野450番地２、前住所三重県津市白山町川口6947番地
債務者　山本　晴香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５７号
三重県鈴鹿市岡田３丁目25番５号
債務者　林　ヒト子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６５号
滋賀県守山市笠原町875番地の２
債務者　奥村　友子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２９号
京都市伏見区深草一ノ坪町41番地　パールハイツイナリ６階6031号
債務者　那須こと　李　　星子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９３号
京都府八幡市男山石城９番地１　コーポＦカーム202
債務者　秦　雄一郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８０号
京都市上京区上ノ下立売通御前通西入大宮町483番地２　杉田ビル102号
債務者　永尾　眞也
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係